

鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第57号

鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等を加える。

改正後	改正前
<p>（本人確認情報を利用することができる事務）</p> <p>第2条 法第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p><u>（3）肥料取締法（昭和25年法律第127号）による同法第4条第1項の登録、同法第13条第1項の書替交付、同法第16条の2の届出又は同法第22条の届出に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>（4）家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）による同法第16条第1項の免許又は家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）による同令第9条の書換交付若しくは同令第10条の再交付に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>（5）地方税法（昭和25年法律第226号）若しくは鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）による県税の賦課徴収（当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。）又は犯則事件の調査に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>（6）採石法（昭和25年法律第291号）による同法第32条の登録又は同法第32条の7第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>（7）土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業（都市計画法（昭和43年法律第100号）第69条の規定によりみなされるものを含む。）の用に供するための土地の取得に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>（8）戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168</u></p>	<p>（本人確認情報を利用することができる事務）</p> <p>第2条 法第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）及び（2）略</p>

号)による同法第4条第1項若しくは第2項の交付又は同法第5条第1項の訂正に関する事務であって規則で定めるもの

(9) 砂利採取法(昭和43年法律第74号)による同法第3条の登録又は同法第9条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの

(10) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)による浄化槽管理者に対する指導及び助言に関する事務であって規則で定めるもの

(11) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による同法第2条第1項の交付又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)による同令第3条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの

(12) 介護保険法(平成9年法律第123号)による同法第69条の2第1項の登録又は同法第69条の4の届出に関する事務であって規則で定めるもの

(13) 略

(3) 略

(14) 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正12年鳥取県令第55号)による同条例第7条ノ3の調査に関する事務であって規則で定めるもの

(15) 略

(4) 略

(16) 鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号)による同条例第10条の2第1項若しくは第3項の登録又は同条例第10条の6第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの

(17) 略

(5) 略

(18) 略

(6) 略

(19) 略

(7) 略

(20) 略

(8) 略

(21) 鳥取県税条例による同条例第88条第1項、第105条第1項又は第106条第1項の不動産取得税の課税の特例に関する事務であって規則で定めるもの

(22) 略

(9) 略

(本人確認情報を提供する知事以外の県の執行機関及び事務)

第3条 法第30条の8第2項に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関及び事務は、監査委員の地方自治法(昭和22年法律第67号)による同法第242条第1項の請求に関する事務であって規則で定めるものとする。

(知事以外の県の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第4条 知事が行う法第30条の8第2項の規定による保存期間に係る本人確認情報の知事以外の本県の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の本県の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信する方法により行うものとする。

(本人確認情報の保護に関する審議会)

第5条 略

(国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料)

第6条 略

(自己の本人確認情報の開示に係る費用負担)

第7条 略

(本人確認情報の保護に関する審議会)

第3条 略

(国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料)

第4条 略

(自己の本人確認情報の開示に係る費用負担)

第5条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。